



## 【中小企業における時間外労働60時間超の場合の割増賃金】

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(第44号)

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

令和5年4月1日から、中小企業において、労働者の1ヶ月の時間外労働時間60時間を超えた場合における割増賃金の割増率が、25パーセント以上から50パーセント以上に引き上げられました。なお、当該割増率は、1ヶ月の労働時間全体ではなく、そのうち60時間を超える部分に対してかかります。

大企業については、上記の場合の割増率が、以前から50パーセント以上に引き上げられていた一方で、中小企業については、経済的体力への配慮から、長らく割増率が25パーセント以上のままとなっていました。令和5年4月1日をもって、中小企業についても大企業と同様に、割増率が50パーセント以上になりました。

本コラムでは、このような中小企業における割増賃金の割増率の引き上げについてご紹介いたします。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・【中小企業における時間外労働60時間超の場合の割増賃金】について

( <https://www.clo.jp/column/3779/> )

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 半田 昇 ([handa\\_n@clo.gr.jp](mailto:handa_n@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

[clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....  
弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/> )

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.  
.....